

9 申告書の記入にあたって(林業)

①林業の申告について

業種が林業（立木の伐採）である場合の申告については、「一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）」に立木の伐採の事業の名称、所在地、期間、素材の生産量、賃金総額等を記入し、申告書に転記してください。（「一括有期事業総括表」は不要です。）

※素材の生産量が30立方メートル未満の事業については、取りまとめて記入できます。

②賃金総額を正確に算定することが困難な場合、以下の特例による賃金総額の算定が認められています。（記入例では、実際の支払い賃金により、保険料等を算出しています。）

- ・林業のうち、立木の伐採の事業

所轄都道府県労働局長が定める素材 1 立方メートルを生産するために必要な労務費の額に、生産するすべての素材の材積を乗じて得た額を賃金総額とします。

- ・林業のうち、立木の伐採の事業以外の事業

厚生労働大臣が定める平均賃金に相当する額にそれぞれの労働者の使用期間の総日数を乗じて得た額の合計額を賃金総額とします。

様式第7号（第34条関係）(乙)

労働保険

一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）

事業主

氏名

労働保険番号

府県

所掌

管轄

基幹番号

枝番号

1枚のうち

1枚目

事業の名称

事業場の所在地

立木所有者の氏名又は
名称及び住所

事業の期間

使用労働者
延人員

素材の生産量
(立方メートル)

素材1立方
メートル当
りの労働費

賃金総額

〇〇山伐採事業

〇〇市〇〇 〇-〇

〇〇 〇〇
〇〇市 〇〇 Δ-Δ

30年6月8日から
元7月13日まで

26人

470

円

385,000

××山伐採事業

××市×× X-X

×× ××
××市 ×× 〇-〇

30年6月22日から
元7月31日まで

28

530

457,000

計

54

1,000

842,000

前年度中（保険関係が消滅した日まで）に廃止又は終了があったそれぞれの事業の
明細を上記のとおり報告します。

令和2年 6 月 12 日

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事業主

氏名

代表取締役

〇〇 〇〇

住所

〇〇市 〇〇 X-X

〇〇木材(株)

郵便番号

〒XXXX - XXXX

電話番号

XXXXXX - XX - XXXXX

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

氏名

名

電話番号

(注意)

①報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業を開始したものと、同年4月1日以降に事業を開始したものとを別業とする。

②社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

社会保険労務士記載欄

作成年月日
提出代行番号
事務氏氏名の表示

氏名

電話番号

労働局労働保険徴収官 殿

印

「一般抛出金」

一般拠出金に係る算定基礎額は労災保険分と同額になります。ただし、平成19年3月31日以前に開始した事業は除きます。

1円未満の端数は切り捨ててください。

②②欄 「期別納付額」

概算保険料が20万円以上で延納した場合は3期別に納付額を記入してください。

機械処理に支障をきたしますので、領収済通知書（納付書）に
印書されている所在地・名称等は絶対に訂正しないでください。

様式第6号 (第24条、第25条、第33条関係) (甲) (1) (表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 石綿健康被害救済法 一般拠出金

下記記載事項を記入し、捺印後、所管労働保険事務所へ提出すること。

種別 修正項目番号 入力確定コード

3 2 7 0 1

①労働保険番号 ②増加年月日(元号・令和は9) ③事業廃止等年月日

④常時使用する労働者数 ⑤雇用保険被保険者数

⑦区分 ⑧算定期間 平成3

確定保険料 ⑨保険料・一般拠出金算定基礎額

労働保険料 ⑩労働保険料 ⑪労働保険料

労災保険分 ⑫労働保険料 ⑬労働保険料

雇用保険分 ⑭雇用保険法適用者数 ⑮雇用保険分

⑯一般拠出金(注1)

⑪区分 ⑫算定期間 令和2

概算・増加概算・確定保険料 ⑬保険料算定基礎額の見込額

労働保険料 ⑭労働保険料 ⑮労働保険料

労災保険分 ⑯労働保険料 ⑰労働保険料

雇用保険分 ⑱雇用保険法適用者数 ⑲雇用保険分

⑳申告済概算保険料額 50

㉑納付額 ㉒不足額 520 ㉓納付額 520

㉔納付額 ㉕納付額 ㉖納付額

㉗納付額 ㉘納付額 ㉙納付額

㉚納付額 ㉛納付額 ㉜納付額

㉝加入している労働保険 ㉞労働保険 ㉟労働保険 ㊱特掲事業 ㊲該当する労働保険

㊳所在地 〇〇市 〇〇 X-X

㊴事業名称 〇〇木材株式会社

領収済通知書 (労働保険)

※取扱い庁名 〇〇労働局 ※取扱い番号 〇〇〇7533

30841

①労働保険番号 ②増加年月日(元号・令和は9) ③事業廃止等年月日

④常時使用する労働者数 ⑤雇用保険被保険者数

⑦区分 ⑧算定期間 令和2

概算・増加概算・確定保険料 ⑨保険料算定基礎額の見込額

労働保険料 ⑩労働保険料 ⑪労働保険料

労災保険分 ⑫労働保険料 ⑬労働保険料

雇用保険分 ⑭雇用保険法適用者数 ⑮雇用保険分

⑯一般拠出金(注1)

⑰納付額 ⑱不足額 ⑲納付額

⑳納付額 ㉑納付額 ㉒納付額

㉓納付額 ㉔納付額 ㉕納付額

㉖納付額 ㉗納付額 ㉘納付額

㉙納付額 ㉚納付額 ㉛納付額

㉜納付額 ㉝納付額 ㉞納付額

㉟納付額 ㊱納付額 ㊲納付額

㊳納付額 ㊴納付額 ㊵納付額

㊶納付額 ㊷納付額 ㊸納付額

㊹納付額 ㊺納付額 ㊻納付額

㊼納付額 ㊽納付額 ㊾納付額

㊿納付額

納付の目的 1. 令和 2. 平成

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は収入代理店)・所轄都道府県労働局

〇〇市 〇〇木材

継続事業
(一括有期事業を含む。)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR特への記入は上記の「標準字体」でお願います。

提出用

令和2年6月12日

あて先 〒×××-××××
〇〇市〇〇
〇〇-〇〇
〇〇労働局tky13r1z
労働保険特別会計歳入徴収官殿

※各種区分
管轄(2) 保険関係等 業 種 産業分類
751 0201

※事業廃止等理由

※保険関係※片保険理由コード

令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

⑨保険料・一般拠出金率 (イ) 1000分の (ロ) 1000分の (ハ) 1000分の (ニ) 1000分の (ホ) 1000分の (ヘ) 1000分の

60 50520 50520 0.02 16

令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

⑩確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)

60 50520 50520

⑪概算・増加概算保険料額 (⑩×⑬)

60 50520 50520

⑫延納の申請 納付回数

1

⑬申告済概算保険料額

51,040

⑭増加概算保険料額 (⑫の(イ)～⑬)

16

⑮事業又は作業の種類

立木の伐採

⑯事業主

〇〇木材株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

⑰労働保険 (国庫金)

⑱労働保険特別会計歳入徴収官

⑲労働保険特別会計歳入徴収官

⑳労働保険特別会計歳入徴収官

㉑労働保険特別会計歳入徴収官

㉒労働保険特別会計歳入徴収官

㉓労働保険特別会計歳入徴収官

㉔労働保険特別会計歳入徴収官

㉕労働保険特別会計歳入徴収官

㉖労働保険特別会計歳入徴収官

㉗労働保険特別会計歳入徴収官

㉘労働保険特別会計歳入徴収官

㉙労働保険特別会計歳入徴収官

㉚労働保険特別会計歳入徴収官

㉛労働保険特別会計歳入徴収官

㉜労働保険特別会計歳入徴収官

㉝労働保険特別会計歳入徴収官

㉞労働保険特別会計歳入徴収官

㉟労働保険特別会計歳入徴収官

㊱労働保険特別会計歳入徴収官

㊲労働保険特別会計歳入徴収官

㊳労働保険特別会計歳入徴収官

㊴労働保険特別会計歳入徴収官

㊵労働保険特別会計歳入徴収官

㊶労働保険特別会計歳入徴収官

㊷労働保険特別会計歳入徴収官

㊸労働保険特別会計歳入徴収官

㊹労働保険特別会計歳入徴収官

㊺労働保険特別会計歳入徴収官

㊻労働保険特別会計歳入徴収官

㊼労働保険特別会計歳入徴収官

㊽労働保険特別会計歳入徴収官

㊾労働保険特別会計歳入徴収官

㊿労働保険特別会計歳入徴収官

電子申請を行う場合のアクセスコードです。

P.5の「電子申請のための「アクセスコード」について」をご覧ください。

④欄 「常時使用労働者数」

立木の伐採の事業に該当する場合は、令和元年度中の1日平均使用労働者数を記入してください。立木の伐採以外の林業は、令和元年度中の1ヶ月平均使用労働者数を記入してください。少数点以下の端数が生じた場合は切り捨てた数とし、0人となる場合は1人としてください。

〔確定〕

⑧欄 「保険料・一般拠出金算定基礎額」

⑩欄 「確定保険料・一般拠出金額」

一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）から転記してください。

〔概算〕

⑫欄 「保険料算定基礎額の見込額」

⑭欄 「概算保険料額」

令和元年度の実績に照らして見込額を算定してください。なお、不明の場合は、令和元年度の実績を参考としてください。

また、令和2年度メリット制適用事業場においては、同封の「令和2年度労災保険率決定通知書」の料率で保険料を算定してください。

⑰欄 納付回数「1」または「3」

概算保険料額が20万円以上の場合は、3回に延納することができます。(20万円未満の場合は、延納できません。)

③①欄 「法人番号」

「法人番号」欄が空欄の場合は記入してください。

※法人番号は国税庁から通知される13桁の番号です。

※個人事業主の場合は、13桁すべてに「0」を記入してください。

※法人番号が誤っている場合は、訂正してください。

②⑩欄 差引額

※不足の例 ⑮欄の金額より⑩(イ)欄の金額が多い場合

⑮欄 申告済概算保険料 50,000円	－	⑩(イ)欄 確定保険料額 50,520円	=	②⑩欄 差引額 (ハ) 不足額 520円
---------------------------	---	----------------------------	---	----------------------------

※充当の例 P.18以降を参照してください。

②⑧欄、②⑨欄「事業・事業主」

郵便番号、電話番号、事業場の住所・名称を記入してください。

事業主の氏名（法人の時は代表者の職名・氏名）記入欄の押印については、記名押印又は事業主の自らの署名のいずれかになります。

今期納付額を記入

※内訳、納付額の金額の訂正はできません。(もし書き損じた場合は新しい領収済通知書(納付書)により納付してください。)

※額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機関でないと納付できませんのでご注意ください。

(歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条)

※金額の前に必ず「¥」記号を記入してください。